

国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正について
【概要】

1. 改正の経緯

障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金の障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(昭和 61 年 3 月 31 日庁保発第 15 号、平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号一部改正。以下「障害認定基準」という。)により取り扱われている。

障害認定基準は、新しい医学的知見などを取り入れ、順次見直しを進めているが、「言語機能の障害」及び「腎疾患による障害」について、基準の明確化や診断書様式の変更を行うため、平成 26 年 6 月から同年 11 月にわたり「障害年金の認定(言語機能の障害)に関する専門家会合」を、同年 8 月から 12 月にわたり「障害年金の認定(腎疾患による障害)に関する専門家会合」を開催し、当該分野の医療の専門家による検討を行ったところであり、この検討結果を踏まえ、障害認定基準の改正を行うものとする。

また、平成 25 年 9 月から同年 11 月まで、障害年金の額の改定の請求に係る待機期間を要しない場合として厚生労働省令で規定すべき事項を検討した「障害年金の額改定請求に関する検討会」において、人工肛門の造設や尿路変更術の施行等に係る取扱いが示されたことを踏まえ、障害認定基準の改正を行うものとする。

さらに、聴覚の障害について、聴覚障害の認定方法に関する検討会及び疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会における身体障害者手帳に関する認定方法の検討結果に沿って、障害認定基準の改正を行うものとする。

2. 改正の概要

(1)障害認定基準

①音声又は言語機能の障害

- 認定の対象となる障害を「構音障害又は音声障害」「失語症」「聴覚障害による障害」の3つに分類し、それぞれの障害の内容を規定する。
- 各等級に相当する障害の状態について、失語症の「聞いて理解することの障害」も勘案して評価できるようにし、併せて表現の明確化を行う。
- 構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害について、「発音不能な語音」等を評価の参考とすることとする。また、失語症について、「音声言語の表出及び理解の程度」等を評価の参考とする。

- 音声又は言語機能の障害と肢体の障害又は精神の障害が併存する場合、併合認定の取扱いを行うことを規定する。

②腎疾患による障害

- 障害等級の認定に用いる検査項目について、慢性腎不全に関する項目とネフローゼ症候群に関する項目を区別し、慢性腎不全について、eGFR(推算糸球体濾過量)を追加する。
- 腎臓移植について、腎疾患による障害の節に規定し、従前の等級を維持する期間を、術後1年間とすることとする。

③その他の疾患による障害

- 障害の程度を認定する時期は、人工肛門を造設し、尿路変更術を施し、又は完全排尿障害状態となってから6カ月を経過した日とすることとする。

④聴覚の障害

- 聴覚の障害により障害年金を受給していない者に対し、1級に該当する診断を行う場合には、他覚的聴力検査等を実施することとする。

⑤その他

- 障害の程度を認定する時期に関する語句を整理する。

(2)診断書

①音声又は言語機能の障害

- 会話による意思疎通の程度を確認する欄を設ける。
- 構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害について、発音不能な語音を確認する欄を見直し、発音に関する検査の結果を記載できる欄を設ける。
- 失語症について、音声言語の表出及び理解の程度を確認する欄を設け、失語症検査の結果を記載できる欄を設ける。

②腎疾患による障害

- 臨床所見欄の「自覚症状」、「他覚所見」及び「検査成績」の記載すべき項目について、障害認定基準の見直しを踏まえて見直しを行う。
- 「人工透析療法」欄及び「その他の所見」欄を整備する。

③聴覚の障害

- 「聴覚の障害」の欄に、障害認定基準の見直しを踏まえて、測定方法及び検査所見を記載する箇所を設ける。